

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例をここに公布する。

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、海域、海浜及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難等の事故(以下「水難事故」という。)を防止し、もって遊泳者その他海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 海域 長崎県の区域に含まれる海域をいう。
  - (2) 内水域 長崎県の区域に含まれる湖沼、池及び河川をいう。
  - (3) 海水浴場 特定の海域において遊泳しようとする者の利便に供するための施設及び遊泳者に係る水難事故の防止のための設備を設けることにより、通常公衆が遊泳のために利用することのできるものとして環境を整備した場合における当該特定の海域及びこれに接続する海浜の区域をいう。
  - (4) 遊泳者 海水浴場において、遊泳若しくは素潜りをしている者又は人の身体に危害を及ぼすおそれのないゴムボート等をその本来の用い方に従って用いている者をいう。
  - (5) 海域等利用者 海域、海浜又は内水域において、スポーツ若しくはレクリエーションのため遊泳、潜水等をし、若しくはプレジャーボートを利用している者、漁船、漁具その他漁業施設で漁業に従事している者及び工事現場等で作業に従事している者をいう。
  - (6) プレジャーボート スポーツ又はレクリエーションの用に供するモーターボート、ヨット、水上オートバイその他の船舶(サーフボード及びセールボードを含み、手こぎボート及び足こぎボートを除く。)をいう。
  - (7) 潜水者 潜水器を用い、ボンベからの給気を受けて水中に潜る者をいう。
  - (8) ガイドダイバー 潜水者を案内し、指導する者をいう。
- 2 この条例において、「海域等レジャー事業」とは、次に掲げる事業をいう。
- (1) プレジャーボート提供業 海域若しくは内水域又は海浜その他土地に設備を設けることにより、プレジャーボートを賃貸その他の方法により利用させる事業
  - (2) マリーナ業 海域若しくは内水域又は海浜その他土地に設備を設けることにより、プレジャーボートを係留し、又は保管する事業
  - (3) 潜水案内業 潜水者を海域に案内し、潜水させる事業

第2章 海水浴場

(海水浴場開設の届出)

第3条 海水浴場を開設しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書により長崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 海水浴場の名称
  - (3) 海水浴場の区域
  - (4) 海水浴場の区域のうち遊泳に適すると認められる区域(以下「遊泳場」という。)
  - (5) 海水浴場開設の期間
  - (6) 海水浴場に設ける施設、設備等の概要
  - (7) 海水浴場における水難事故の防止その他遊泳者の安全のために採る措置の概要
- 2 前項に規定するもののほか、届出書の様式その他届出の手續に関し必要な事項は、長崎県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定める。
- (変更等の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者は、届出に係る海水浴場の用途を廃止したとき又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を届出書により公安委員会に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(国の機関等の特例)

第5条 国の機関又は地方公共団体(以下「国の機関等」という。)が、海水浴場を開設しようとするときは、第3条第1項各号に掲げる事項について、公安委員会に通知すれば足りる。通知に係る海水浴場の用途を廃止したとき又は同項各号に掲げる事項に変更があったときも、同様とする。

(海水浴場開設者の事故防止措置)

第6条 第3条第1項の規定による届出又は前条の規定による通知をした者(以下「海水浴場開設者」という。)は、当該届出又は当該通知に係る海水浴場における水難事故の防止及び人命救助を図るため、次に掲げる措置を採らなければならない。

- (1) 遊泳場を浮標、立標、旗等で明確に標示するとともに海水浴場の区域及び遊泳危険箇所を看板、立札等により明示すること。
  - (2) 海水浴場内の見やすい場所に遊泳上の遵守事項を記載した看板を掲示し、又は当該遵守事項を放送設備により放送する等必要な広報を行うこと。
  - (3) 救命浮輪、ロープ、救命ボート等の救命用具を備えること。
  - (4) 監視人又は水難救助員を置くこと。
  - (5) 海水浴場において水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、派出所等に通報すること。
- 2 海水浴場開設者は、前項第1号から第3号までに規定するもののほか公安委員会規則で定める設備等の整備に努めなければならない。  
(遊泳区域の指定)
- 第7条 公安委員会は、第3条第1項の規定による届出又は第5条の規定による通知に係る遊泳場の状態が次に掲げる事項のいずれかに該当し、遊泳者の危険を避けるため必要があると認めるときは、期間を限って、特定の区域を遊泳者が安全に遊泳することができる遊泳区域(以下「遊泳区域」という。)として指定することができる。
- (1) プレジャーボートその他の船舶の航行により、遊泳者に危険が生じるおそれがあるとき。
  - (2) その他遊泳者に危険が生じるおそれがあるとき。
- 2 公安委員会は、前項の規定による遊泳区域の指定に当たっては、海水浴場開設者、関係市町村、漁業協同組合その他遊泳区域の指定に関して利害を有する者の意見を聞かなければならない。
- 3 公安委員会は、第1項の規定により遊泳区域を指定する場合には、その旨を長崎県公報で公示しなければならない。
- 4 第1項の規定による遊泳区域の指定は、公安委員会規則で定めるところにより、標識を設置して行わなければならない。
- 5 何人も、みだりに前項の標識を移動し、又は損壊してはならない。  
(遊泳区域への乗り入れ等の禁止)
- 第8条 何人も、前条第1項の規定により公安委員会が指定した遊泳区域にプレジャーボートその他の船舶を乗り入れ、又は引き入れてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- (1) 警察用船舶等が水難事故の防止又は人命救助の必要があつて遊泳区域に進入する場合
  - (2) 第17条第1項の規定により届出をした催物(同条第4項の規定により届出又は通知を要しない催物を含む。)に参加するため遊泳区域に進入する場合  
(海水浴場における禁止事項)
- 第9条 何人も、海水浴場において、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 正当な理由がないのに、水中銃、もりその他人の身体に危害を及ぼすおそれのある危険な器具を携帯すること。
  - (2) 遊泳している者に抱きつき、押さえる等人の遊泳に危険な行為をすること。
- 2 プレジャーボート、手こぎボート又は足こぎボートを急転回させる等により、遊泳者に不安を覚えさせる行為をすること。  
(遊泳者等の遵守事項)
- 第10条 遊泳者は、自ら水難事故の防止に努めるほか、海水浴場開設者が定めた遊泳上の遵守事項に従い、又は監視人、水難救助員、警察官等の遊泳に関する必要な指導及び助言に従わなければならない。
- 2 海水浴場において手こぎボート又は足こぎボートを利用する者は、第3条第1項の規定による届出又は第5条の規定による通知をした海水浴場の区域外で利用しないようにしなければならない。
- ### 第3章 海域等レジャー事業
- (海域等レジャー事業の届出)
- 第11条 海域等レジャー事業を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書により公安委員会に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 事業に係る設備等を設置し、又は保管する場所(以下「事業場」という。)の所在地
  - (3) 一定の期間に限り事業を行おうとする者にあつては、当該事業を行おうとする期間
  - (4) 事業形態及び事業の方法
  - (5) 事業に伴い発生する水難事故の防止その他人命救助のために採る措置の概要
- 2 前項に規定するもののほか、届出書の様式その他届出の手續に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。  
(海水浴場開設者の規定の準用)
- 第12条 第4条の規定は、前条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第4条第1項中「海水浴場の用途」とあるのは、「事業」と読み替えるものとする。
- 2 第5条の規定は、国の機関等がプレジャーボート提供業又はマリナー業の事業を行おうとする場合に準用する。この場合において、第5条中「海水浴場の用途」とあるのは、「事業」と読み替えるものとする。  
(プレジャーボート提供者等の事故防止措置)

第13条 第11条第1項の規定による届出又は前条第2項の規定による通知をしたプレジャーボート提供業を行う者(以下「プレジャーボート提供者」という。)及びマリナー業を行う者(以下「マリナー業者」という。)は、水難事故の防止及び人命救助を図るため、次に掲げる措置を採らなければならない。

- (1) 事業場の見やすい場所に第15条に規定するプレジャーボート利用上の遵守事項を記載した看板を掲示し、これをプレジャーボート利用者(プレジャーボート提供者の事業の用に供するプレジャーボートを利用する者又はマリナー業者が係留し、若しくは保管するプレジャーボートを航行させる者をいう。以下同じ。)に遵守させること。
  - (2) 水難救助員を置くこと。
  - (3) 事業場に救命浮輪、ロープ、救命ボート等の救命用具を備えること。
  - (4) プレジャーボートに係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、派出所等に通報すること。
- 2 プレジャーボート提供者及びマリナー業者は、プレジャーボート利用者に対し、次に掲げる措置を採らなければならない。
- (1) 航行予定海域・内水域の海水浴場、漁具、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
  - (2) 出帰港の連絡を徹底させること。
  - (3) 航行中、人を死傷させ、物を損壊する等の水難事故を起こしたときは、直ちに適切な措置を講じ、その旨を最寄りの警察署、派出所等又は事業場に通報するよう指導すること。
- 3 プレジャーボート提供者は、前2項に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を採らなければならない。
- (1) プレジャーボート利用者が当該プレジャーボートを操縦することができる資格を有するかどうかを確認し、当該資格を有しない者には利用させないこと。
  - (2) 安全な航行のため必要な気象及び海象に関する情報を提供するとともに、強風、高波、霧等の状況から航行に危険があると認めるときは、プレジャーボートを利用させないこと。
  - (3) 酒に酔った状態その他正常な利用ができないと認めるときは、プレジャーボートを利用させないこと。
- 4 マリナー業者は、前項各号に掲げる措置を採るよう努めなければならない。
- 5 プレジャーボート提供者及びマリナー業者は、プレジャーボート利用者と事業場との緊急連絡のための通信手段を備えるよう努めなければならない。
- (潜水案内業者の事故防止措置)

第14条 第11条第1項の規定による届出をした潜水案内業を行う者(以下「潜水案内業者」という。)は、水難事故の防止及び人命救助を図るため事業場ごとにガイドダイバーを置かなければならない。

- 2 ガイドダイバーの案内で潜水者を潜水させるときは、次に掲げる措置を採らなければならない。
- (1) 公安委員会規則で定めるところにより事業場ごとにガイドダイバーの名簿及び潜水者の名簿を備え、これにガイドダイバー及び潜水者の氏名及び住所その他公安委員会規則で定める事項を記載すること。
  - (2) 潜水の都度、潜水日報を作成すること。
  - (3) 事業場又は潜水者を案内する船舶の見やすい場所に潜水上の遵守事項を記載した看板を掲示し、これを潜水者に遵守させること。
  - (4) 潜水器具の事前点検を確実にすること。
  - (5) 潜水者が酒に酔った状態その他正常な潜水ができないと認めるときは、潜水させないこと。
  - (6) 潜水技術が未熟であり、安全な潜水を行うことができないと認めるときは、潜水させないこと。
  - (7) 事業場又は潜水者の案内に用いる船舶に救命浮輪、ロープ、救命ボート等の救命用具を備えること。
  - (8) 有害な海洋生物が生息する等危険な海域で潜水させないこと。
  - (9) 潜水者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、派出所等又は事業場に通報すること。
- 3 潜水案内業者は、潜水者と案内に用いる船舶又は事業場との緊急連絡のための通信手段を備えるよう努めなければならない。
- (プレジャーボート利用上の遵守事項)

第15条 何人も、プレジャーボートを利用する場合は法令に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 出航前に、気象及び海象の状況が航行上支障がないことを確認すること。
- (2) 酒に酔った状態その他正常な利用ができない状態でプレジャーボートを操縦しないこと。
- (3) 航行中、天候が急変するなど危険が予想されるときは、安全な場所に避難するとともに最寄りの警察署、派出所等又は事業場にその旨を連絡すること。
- (4) 航行中、海水浴場、漁具、漁業施設、工事現場等がある場合又は遊泳者その他海域等利用者がいる場合は、プレジャーボートの速度を減速し、又は接近しないこと。
- (5) 航行中、人を死傷させ、物を損壊する等の水難事故を起こしたときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、最寄りの警察署、派出所等又は事業場に、当該水難事故の発生した日時、場所及び概要並びに当該水難事故について講じた措置を報告すること。

- (6) プレジャーボート提供者、マリーナ業者又は第22条第1項に規定する水難事故防止指導員の指導及び助言に従うこと。
- 2 推進機関を用いて航行するプレジャーボートを利用する場合は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 船体及び推進機関の事前点検を確実にすること。
- (2) 住家が密集する沿岸海域・内水域を航行する場合は、人に迷惑を及ぼすような騒音を発する操縦をしないこと。
- (3) ゴムボート、水上スキー、パラセールその他の物に人を乗せ、けん引して航行する場合は、救命胴衣を着用させ、安全な操縦に努めること。
- (プレジャーボートによる危険行為の禁止)

第16条 何人も、海水浴場、海域又は内水域において、みだりにプレジャーボートその他の船舶を疾走させ、急転回させる等により、遊泳者その他海域等利用者に対し、危険を覚えさせる行為をしてはならない。

#### 第4章 催物の開催

(催物の開催の届出等)

第17条 海域、海浜又は内水域において、花火大会、水泳競技、ボート、ヨット、ペーロン、ボードセーリング等の競争その他の催物(以下「催物」という。)を、広告その他の方法により公衆を集め観覧させる目的で開催しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書により当該催物を開催する場所を管轄する警察署長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 催物の目的
- (3) 催物を開催する場所及び日時
- (4) 催物の形態
- (5) 水難事故の防止その他観覧者の安全のために採る措置の概要
- 2 前項に規定するもののほか、届出書の様式その他届出の手續に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。
- 3 国の機関等が、第1項に規定する催物を開催しようとするときは、同項各号に掲げる事項について警察署長に通知すれば足りる。
- 4 第1項に規定する催物で、公安委員会規則で定めるものについては、同項の規定にかかわらず届出を要しないものとする。前項の規定により通知をすれば足りる場合も、同様とする。

#### 第5章 公安委員会等の措置

(指示)

第18条 公安委員会は、海水浴場開設者及び海域等レジャー業者(プレジャーボート提供者、マリーナ業者及び潜水案内業者をいう。以下同じ。)が次に掲げる措置を採っていない場合において、遊泳者その他海域等利用者に係る水難事故を防止し、又は人命救助のため必要があると認めるときは、当該海水浴場開設者及び当該海域等レジャー業者に対し、当該措置を採るよう指示することができる。

- (1) 海水浴場開設者にあつては、第6条第1項各号に掲げる措置
- (2) プレジャーボート提供者にあつては、第13条第1項各号、同条第2項各号及び同条第3項各号に掲げる措置
- (3) マリーナ業者にあつては、第13条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる措置
- (4) 潜水案内業者にあつては、第14条第1項及び同条第2項第2号から第9号までに掲げる措置
- 2 警察官は、海水浴場開設者及び海域等レジャー業者が前項の措置を採っていない場合において、遊泳者その他海域等利用者の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該海水浴場開設者及び当該海域等レジャー業者に対し、応急の措置を採るよう指示することができる。
- 3 警察官は、第8条又は第9条の規定に違反した者に対し、当該違反行為の中止を指示することができる。

(指導)

第19条 公安委員会は、水難事故の防止又は遊泳者その他海域等利用者の安全を図るため必要があると認めるときは、海水浴場開設者及び海域等レジャー業者に対し、指導を行うことができる。

(講習)

第20条 公安委員会は、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる講習を行うことができる。

- (1) 第6条第1項第4号の監視人又は水難救助員及び第13条第1項第2号の水難救助員に対する講習
- (2) 第14条第1項のガイドダイバーに対する講習
- 2 公安委員会は、公安委員会規則で定める者に、前項の講習の実施を委託することができる。

(海域等状況の調査等)

第21条 公安委員会は、水難事故を防止し、遊泳者その他海域等利用者の安全を図るため、海域及び内水域の状況について必要な事項の調査を行うことができる。

2 公安委員会は、前項の規定による調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その調査の結果を海水浴場開設者及び海域等レジャー業者に告知するものとする。

(水難事故防止指導員の委嘱)

第22条 公安委員会は、水難事故を防止し、遊泳者その他海域等利用者の安全を図るため、公安委員会規則の定めるところにより水難事故防止指導員を委嘱することができる。

2 水難事故防止指導員は、海水浴場開設者、海域等レジャー業者及び遊泳者その他海域等利用者の指導に当たるものとする。

3 水難事故防止指導員は、前項の規定により指導に当たる場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(水難事故防止指導員協議会)

第23条 水難事故防止指導員は、公安委員会規則で定める区域ごとに、水難事故防止指導員協議会を組織するものとする。

2 水難事故防止指導員協議会は、水難事故防止指導員が行う活動の方針を定め、当該水難事故防止指導員がその任務を能率的に遂行できるよう必要な連絡及び調整を行うものとする。

#### 第6章 雑則

(海水浴場開設者等の配意事項)

第24条 海水浴場開設者及び海域等レジャー業者は、公安委員会及び水難事故防止指導員の指示又は指導に従い、遊泳者その他海域等利用者の水難事故の防止に努めるものとする。

2 海水浴場開設者及び海域等レジャー業者は、監視人、水難救助員又はガイドダイバーの知識及び能力の向上を図るため、関係機関が行う講習を受けさせるよう努めるものとする。

3 催物の開催者は、観覧者及び遊泳者その他海域等利用者の水難事故の防止に努めるものとする。

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

#### 第7章 罰則

第26条 第7条第5項の規定に違反した者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条の規定に違反した者

(2) 第18条の規定による指示に従わなかった者

2 常習として、第16条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項、第4条第1項(第12条第1項において準用する場合も含む。)若しくは第11条第1項の規定による届出をせず、又は届出書に虚偽の記載をして届け出た者

(2) 第14条第2項第1号の規定に違反してガイドダイバーの名簿及び潜水者の名簿を備えず、又はこれらの名簿に必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

(3) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は届出書に虚偽の記載をして届け出た者

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。ただし、第7章の規定は、平成5年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に海水浴場を開設している者又は海域等レジャー事業を行っている者は、この条例の施行の日から3月を経過する日までの間は、第3条第1項若しくは第11条第1項の規定による届出又は第5条若しくは第12条第2項の規定による通知をしないで、この条例の施行の際現に行っている業務を行うことができる。

3 前項の規定により、第3条第1項若しくは第11条第1項の規定による届出又は第5条若しくは第12条第2項の規定による通知をしないで、この条例の施行の際現に行っている業務を行うことができる場合においては、その者を海水浴場開設者又は海域等レジャー業者とみなして、第6条、第13条、第14条、第18条第1項及び第2項並びに第21条第2項の規定を適用する。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

4 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年長崎県条例第59号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略